

「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会」開催要綱

1. 目的

電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)では、固定電話番号の使用条件として、PSTNのIP網への移行完了が見込まれる令和7年1月末日までに、固定電話番号を使用した役務の提供を行う全ての電気通信事業者の相互間で番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずることを規定しており、現在、この事業者間相互の番号ポータビリティの実現に向けて、主に事業者の間でシステム連携や改修等の取組が進められている。

一方、電気通信事業者間の公正競争及び利用者利便を確保するため、番号ポータビリティの受付時間や手数料等を明らかにする必要がある、情報通信審議会答申(令和6年9月20日(金))においても、事業者間相互の番号ポータビリティの実施に当たって事業者が遵守すべき事項について、ガイドライン等により示すことが適当とされている。

このため、当該ガイドラインの策定に向けて、有識者、事業者及び消費者から意見を伺い、相互理解を深め、論点の洗い出しや整理、調整を進めることを目的に、本検討会を開催する。

2. 名称

本検討会は、「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会」と称する。

3. 構成及び運営

- (1) 本検討会は総合通信基盤局電気通信事業部長の会議とする。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

4. 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3)本検討会の会議については、議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

5. その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室が行うものとする。

「固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会」構成員

(敬称略、五十音順)

〈有識者〉

(座長)	相田 仁	東京大学 特命教授
	河村 真紀子	主婦連合会 会長
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	藤井 威生	電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーションセンター 教授
(座長代理)	山下 東子	大東文化大学経済学部 特任教授

〈関係事業者〉

加納 大三	楽天モバイル株式会社 相互接続部 技術渉外課 テクニカルエキスパート
鎌田 理之	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 経営企画部 事業戦略 部門長
木下 雅樹	西日本電信電話株式会社 経営企画部 営業企画部門 部門長
熊崎 裕亮	西日本電信電話株式会社 設備本部 相互接続推進部 制度・料金部門 部門長
種村 青治	東日本電信電話株式会社 経営企画部 営業企画部門 部門長
田淵 翔	KDDI株式会社 渉外・コミュニケーション統括本部 渉外・広報本部 相互接続部 接続制度グループリーダー
千葉 昌義	楽天コミュニケーションズ株式会社 技術本部 担当部長
長澤 秀幸	東日本電信電話株式会社 相互接続推進部 制度・料金部門 部門長
村岡 大輔	ソフトバンク株式会社 技術渉外部 制度企画推進課 課長

〈関係事業者団体〉

岡田 良平	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会 常務理事／政策部会長
立石 聡明	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長兼専務理事

<オブザーバー>

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人電気通信事業者協会

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟